

# 令和6年度 給与支払報告書の提出にあたって

給与支払報告書は、市・県民税や国民健康保険税などの算定資料となることはもとより、市民の皆様が様々な公共サービスを受けるための重要な基礎資料となります。提出漏れや記載誤りがありますと、不利益を被るおそれがありますことから、正しい内容で期限までに提出いただきますようお願いいたします。



- 給与支払報告書のお早めの提出にご協力をお願いします。
- 従業員（納税義務者）の、市・県民税の特別徴収（給与天引き）徹底に、ご理解をお願いします。
- 給与支払報告書のインターネットによる電子申告（eLTAX）利用拡大に、ご協力をお願いします。 ※ 下段のお知らせをご参照ください。
- 市・県民税の適切な課税のため、支払金額が30万円以下の場合でも提出をお願いします。

- 対 象 令和5年中に給与を支払った法人や個人事業主の方
- 提出期限 令和6年1月31日（水）必着  
※可能な限り、早め（令和6年1月19日（金）まで）の提出にご協力をお願いします。
- 提出先 栗原市役所 総務部税務課 市民税係

## 給与支払報告書と源泉徴収票の提出先

- 給与支払報告書（個人明細書） 市町村提出用 ➡ 市町村
- 給与所得の源泉徴収票 税務署提出用 ➡ 税務署
- 給与所得の源泉徴収票 受給者交付用 ➡ 本人（受給者）

## 給与支払報告書も <sup>エル</sup>**eLTAX**（インターネットによる電子申告） を活用してみませんか？

給与支払報告書は、自宅やオフィスのパソコンから電子データで提出することができます。eLTAXでは、市町村ごとの書類の封入作業が不要となり、対応のソフトウェア「PCdesk」により税額の自動計算などの申告書作成機能も利用できます。

**令和6年度から eLTAX を経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、eLTAX を経由して特別徴収税額通知を提供します。**

詳しくは、地方税共同機構のウェブサイトまたは栗原市の公式ウェブサイトをご覧ください。

- ・ eLTAX による提出方法等について（地方税共同機構ウェブサイト）  
<https://www.eltax.lta.go.jp>
- ・ 市税の電子申告について（栗原市ウェブサイト）  
<https://www.kuriharacity.jp>



【裏面につづく】

## 提出前にご確認をお願いします (※税額に大きく影響する項目もあります)

- 事業主（給与支払者）は、特別徴収義務者として法人・個人を問わず、全ての従業員（納税義務者）から、市・県民税を特別徴収（給与天引き）していただく必要があります。  
（地方税法第 321 条の 4 の規定による）  
※ ただし、給与額よりも徴収する税額が大きい場合や不定期雇用、常時 2 人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合等を除きます。
- 市・県民税の徴収方法（特別徴収または普通徴収）は、総括表で区分の明示【特別徴収●人、普通徴収●人】をお願いします。特に、普通徴収を希望する納税義務者の場合は、**摘要欄に「普通徴収」と記載**してください。
- **控除対象扶養親族の個人番号（マイナンバー）**についても、忘れずに記載してください。また、控除対象扶養親族の数なども、忘れずに記載してください。
- 中途退職者（令和 5 年中の退職者）についても、給与支払報告書を提出してください。その際、**退職年月日**も忘れずに記入してください。
- 配偶者特別控除がある場合は、配偶者の合計所得※も忘れずに記入してください。  
※ 合計所得 = 収入金額ではありませんのでご注意ください。
- 「**摘要**」欄には、次の事項を必ず記入してください。
  - A 令和 5 年中に就職した方で、前職分給与等を合算して年末調整を行った場合は前職合算の表示【前職分の給与支払額、徴収した所得税額、社会保険料、支払者の所在地と名称、退職年月日】
  - B 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）がいる場合は**同一生計配偶者の氏名**  
※ 障害者控除の対象とならない場合でも記載をお願いします。
  - C 控除対象扶養親族が 5 人以上いる場合は扶養親族の氏名と扶養区分
- 未成年者、乙欄、本人障害、寡婦・ひとり親などに該当する場合は、必ず該当欄に記入してください。
- 給与支払報告書の内容についてお問い合わせをさせていただくことがありますので、ご担当部署の連絡先（**電話番号**）を必ず記入してください。
- 記入方法については、令和 5 年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考に記入してください。

お問い合わせ先／栗原市役所 総務部税務課市民税係  
〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目 7 番 1 号  
TEL 0228-22-1121 FAX 0228-22-0340  
e-mail : zeimu@kuriharacity.jp